

自己資本の構成に関する開示事項（平成 25 年 3 月末自己資本比率・確定値）

【連結】

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	654,345		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	401,813		2
うち、自己株式の額（ ）	7,581		1c
うち、社外流出予定額（ ）	7,090		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	277		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	60,212	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	5,084		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入されるものの額	5,084		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	659,707		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	-	6,860	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	-	6,860	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	2	10
繰延ヘッジ損益の額	-	1,681	11
適格引当金不足額	-	33,464	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	69	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	2,372	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	25	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	21

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	14,458		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	14,458		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（イ） - （ロ）（ハ）	645,249		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,828		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	514		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	514		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	2,342		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	16,801		
うち、適格引当金不足額	16,732		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	69		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	16,801		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（ニ） - （ホ）（ヘ）	-		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（ハ） + （ヘ）（ト）	645,249		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		

Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	404		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,000		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	27,000		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	269		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	269		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	46,302		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	46,302		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	73,976		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	16,732		
うち、適格引当金不足額	16,732		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	16,732		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	57,243		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	702,493		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,315		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。）に係る額	10,621		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る額	2		
うち、前払年金費用に係る額	3,611		
うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	79		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,999,884		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.90		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.90		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	14.05		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	64,495		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,572		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	5,046		75

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	269		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	700		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	27,120		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	27,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	3,000		85

(注) 1. 上記は、平成 19 年金融庁告示第 15 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（資本構成の開示要件）」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	625,576		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	371,544		2
うち、自己株式の額()	7,581		1c
うち、社外流出予定額()	5,589		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	277		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	57,445	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	625,854		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	6,766	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	6,766	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	1,681	11
適格引当金不足額	-	47,878	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	69	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	2,372	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	25	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	23,494		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	23,494		28

普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	602,360	29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	514		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	514		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ)	514	36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	24,008		
うち、適格引当金不足額	23,939		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	69		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ)	24,008	43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ))	(ヘ)	-	44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)	602,360	45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,000		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	3		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	3		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	44,270		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	44,270		
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	71,274	51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55

経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	23,939		
うち、適格引当金不足額	23,939		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	23,939		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	47,334		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	649,695		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,165		
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。) に係る額	10,474		
うち、前払年金費用に係る額	3,611		
うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額	79		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,917,943		60
自己資本比率			
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.24		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.24		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.21		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	60,085		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,818		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	3		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	287		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	27,050		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	27,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,000		85

(注) 1. 上記は、平成 19 年金融庁告示第 15 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書 (資本構成の開示要件) における開示様式に記載された項目番号です。